

### 定

### 例

令 和 5 年 9 月

19

日

月二十四日から発生する。

令和五年九月十九日

の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、

養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は

同法第百二十五条

令和五年九

要 目 次

3873号

主

## 示

第 1

- 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約 の設定についての同意の認定
- 漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規 約の設定についての同意の認定
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 道路区域の決定
- 道路区域の変更

0

- 土砂災害警戒区域の指定 (二件)
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (二件)

## 特定調達公告

告

示

# 千葉県告示第三百六十号

第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第百八条 法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同

第二項に規定する要件に適合するものと認める。

月二日から発生する。 なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、 令和五年十

令和五年九月十九日

区域 岩井富浦漁業協同組合の地区のうち富浦地区

千葉県知事

熊

谷

俊

人

|漁業の区分 小型定置漁業

主として一本釣りを営む小型合併漁業

月 19 日

## 一千葉県告示第三百六十一号

令和5年9 |用する同法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域についての区域内特定 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の六第三項において準

千葉県告示第三百六十二号

区域

大佐和漁業協同組合の地区

千葉県知

事

熊

谷

俊

人

を申請すべき期間を次のとおり定めた。 則」という。)第十一条第二項の規定により、 法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) (令和二年千葉県規則第六十一号。 第五十八条において読み替えて準用する同 うなぎ稚魚漁業につき、 制限措置及び許可 以下「規

令和五年九月十九日

千葉県知事

熊

谷

俊

人

制限措置の内容

七 七 七

その 1 漁業種類

兀

する漁業をいう。) かぐら網漁業(利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的と

2 漁業時期

令和五年十二月一日から令和六年四月十五日まで

3 操業区域、 漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数

操 業 区 域 漁業を営む者の資格   許可をすべき			Т				T
(北緯三十五度四十四 な流通の枠組みのも 無本の数 第十一号及び内共第十 銚子市又は香取郡東 四人 三十六条第二項に定め し、かつ、採捕した 三十六条第二項に定め し、かつ、採捕した 三十六条第二項に定め とで販売するものと 三十六条第二項に定め とで販売するものと 三本がに黒部川の水域 うなぎの稚魚を適正 三本も地先の千葉県水域 認められる者 四十六人 漁場の区域のうち銚子 し、かつ、採捕した 一次の境界線から下 うなぎの稚魚を適正 一次の境界線から下 りなぎの稚魚を適正 一次人 一次の境界線から下 りなぎの稚魚を適正 一次人 一次の境界線から下 りなぎの稚魚を適正 一次人 一次人 一次人 一次人 一次人 一次人 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	の千葉県水富川町と同	一日免許)	との境界線 線から香取	うち銚子市 区域を除く	区域(規則号(令和五	同漁業権内	
域 漁業を営む者の資格 漁業者の数内共第十 銚子市又は香取郡東 四人 いかつ、採捕した 日町との境 な流通の枠組みのもと同町新 とで販売するものとと同町新 とで販売するものと ま県水域 認められる者 とで販売するものと な流通の枠組みのも し、かつ、採捕した かのち銚子市内に住所を有 四十六人 うち銚子 し、かつ、採捕した なぶがられる者 こくかつ、採捕した な流通の枠組みのも 許可をすべ な流通の枠組みのも	(北緯三十	漁場の区 第十二号	至る地先ので東庄町笹川	川町と同市	三十六条第九月一日免	第十一号及	
業を営む者の資格 大市又は香取郡東 四人 町内に住所を有 で販売するものと がられる者 かつ、採捕した があられる者 かられる者 かられる者 かられる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる者 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 があるれる。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	度四十ら	うち 銚 年	葉県水城と同町	町との水	項に定漁	内共第	域
十 六 人 業者の数 数	流通の枠組みのなぎの稚魚を適	、かつ、採捕し子市内に住所を	められる者で販売するもの	流通の枠組みの	、かつ、採捕し町内に住所を	子市又は香取郡	業を営む者の資
							業者の数

		Ē	<u>第1</u>	387	7 3 -	号				千				<u>葉</u>			<u></u>	<u> </u>			報				令	和!	5 年	. 9	月 1	9 🗏	(	火曜	目
る。)の水域ら上流五百メートル以内の水域に限	る。)を含む。)及び大布川(河口か	ら五百メートル以内の水域に	横芝堰から下流の栗山川(支派川(分	操業区域	3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許	和五年十二月一日から令和六年四月		くろ	1 漁業種類	その二	に限る。)	地との境界線によ	秒の各点を順次結んだ線と公有水面と	東経百四	十四秒の点及	四十五分二十一秒東経百四十度四十七	一十度四十八分八秒の点、北緯三十五度	緯三十五度四十四分五十二秒東経百四	経百四十度四十八分三十五秒の点、北	点、北緯三十五度四十四分三十七秒東	十五秒東経百四十度四十九分一秒の	十八秒の点、北緯三十五度四十四分二	十四分二十秒東経百四十度四十九分三	十九分三十六秒の点、北緯三十五度四	三十五度四十四分九秒東経百四十度四	し線に挟まれた水域にあっては、北緯	百四十度四十七分二十四秒の点の見通	び北緯三十五度四十五分二十一秒東経	砂東経百四十度四十七分十六秒の点及	見通し線と北緯三十五度四十五分十五	東経百四十度四十九分三十八秒の点の	の点及び北緯三十五度四十四分二十秒	分九秒東経百四十度四十九分三十六秒
横芝光町内に住所を武郡芝山町若しくは	郡多古町若しくは山	くは山武市又は香取	匝瑳市、香取市若し   八人	漁業を営む者の資格漁業者	「をすべき漁業者の数   … 「	まで	-																									認められる者	とで販売するものと
操業区域	3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可	令和五年十二月一日から令和六年四月十	2 漁業時期	者の数 たも網漁業(船舶を使用しないで行う漁業にをすべき 1 洗業種類				で 応帯 ユッド 荒り 黒 彫一 つぼん 一 ) に 随る 一 ) 並 ひに		. 県 . 水	- *; * * * * * * * * * * * * * * * * * *	堰管理橋下流端及び黒部		操業区域	3 操業区域 漁業を営む者の資格及ひ許可	全和五年十二月一日から全和六年四月	今日記三一二十一日かっ今日で三日が美田其	2 魚巻寺明   1   1   1   1   1   1   1   1   1		1 魚業重領	その三					)を含む。)の水域	点から五百メートル以内の水域:	松潟堰から下流の一宮川(支派川(分					
漁業を営む者の資格	nをすべき漁業者の数 -	-五日まで		(業に限る。)		部められる者		逆反 売一 うっ 流通の 格組み	の雑魚を適	し、かつ、採捕した	内に住所	子市又は香取郡東		漁業を営む者の資格	一   一   一   一   一   一   一   一   一   一	月十五日まで					i	(	売するも	枠組みの	の稚魚を適	かつ、採埔	に住所を有し	郡一宮町又は長	と認められる者	もとで販売するもの	正な流通の枠組みの	たうなぎの稚魚を適	有し、かつ、採捕し
漁業者の数												四人	漁業者の要	)す	:													三人					

令和	1 5 ·	年 9	月	19	日	(火)	曜日	)				Ŧ_			葉			県		幸	<u>R</u>				第 1	3	8 7	3 -	<u>루</u>		
分二十秒東経百四十度四十九分	十九分三十六秒の点、北緯三十五度四	三十五度四十四分九秒東経百四十度四	し線に挟まれた水域にあっては、北緯	百四十度四十七分二十四秒の点の見通	び北緯三十五度四十五分二十一秒東経	秒東経百四十度四十七分十六秒の点及	見通し線と北緯三十五度四十五分十五	東経百四十度四十九分三十八秒の点の	の点及び北緯三十五度四十四分二十秒	分九秒東経百四十度四十九分三十六秒	流の千葉県水域(北緯三十五度四十四	市富川町と同市忍町との境界線から下	月一日免許) の漁場の区域のうち銚子	共同漁業権内共第十二号(令和五年九	の水路の水域	の千葉県水域に限る。)及び市川市内	知事免許)の漁場の区域(市川市地先	第十一号(令和五年九月一	市川橋下流端から下流の共同漁業権内	操業区域	3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許	年十二月一日から令和六年四月	2 漁業時期	網漁業(船舶を使用して行う漁	1 漁業種類	その五	ら半径三百メートル以内の海域	域内に流入する河川の河口の中心点か	同市君ヶ浜との境界線に至る漁場の区	北二十二号の点から銚子市海鹿島町と	月一日免許)の漁場の区域のうち基点は同済業材は第3日十七元(今年3日4十
									認められる者	とで販売するものと	な流通の枠組みのも	うなぎの稚魚を適正	し、かつ、採捕した	銚子市内に住所を有	認められる者とで販売するものと	な流通の枠組みのも	うなぎの稚魚を適正	し、かつ、採捕した	市川市内に住所を有	漁業を営む者の資格	可をすべき漁業者の数	十五日まで		業に限る。)			認められる者	とで販売するものと	な流通の枠組みのも	を適	し、かつ、採捕した
														人					五人	漁業者の数											-  - - - -
小櫃橋下流端から下流の小櫃川(支派					水域に限る。)を含む。)の水域	派川(分岐点から五百メートル以内の	五井大橋下流端から下流の養老川(支	宿との境界線に至る地先の千葉県水域	界線から香取郡東庄町笹川いと同町新	のうち銚子市富川町と同市忍町との境	る区域を除く。)並びに黒部川の水域	の区域(規則第三十六条第二項に定め	二号(令和五年九月一日免許)の漁場	共同漁業権内共第十一号及び内共第十	操業区域	3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可		2 漁業時期	すくい網漁業(船舶を使用しないで行る	1 漁業種類その六	に限る。)	陸地との境界線によって囲まれた水域	秒の各点を順次結んだ線と公有水面と	五分十五秒東経百四十度四十七分十六	分二十四秒の点及び北緯三十五度四十	四十五分二十一秒東経百四十度四十七	十度四十八分八秒の点、北緯三十五度	緯三十五度四十四分五十二秒東経百四	経百四十度四十八分三十五秒の点、北	点、北緯三十五度四十四分三十七秒東	十五秒東経百四十度四十九分一秒の一月月刊のは、才経三十五月四十四分二十二十五月四十四分二十五月四十四分二十五月四十四分二十二十五月四十四十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
木更津市、君津市又	認められる者	とで販売するものと	な流通の枠組みのも	うなぎの稚魚を適正	し、かつ、採捕した	多喜町内に住所を有	市原市又は夷隅郡大	認められる者	とで販売するものと	な流通の枠組みのも	うなぎの稚魚を適正	し、かつ、採捕した	庄町内に住所を有	銚子市又は香取郡東	漁業を営む者の資格	可をすべき漁業者の数	月十五日まで		で行う漁業に限る。)												
二十八人							五人							二十一人	漁業者の数																

	第138	7 3 <del>두</del>	<u>1</u>			<del>f</del>		亨	ŧ			県			幸	<u> </u>		4	<u> </u>	5 年	E 9	月 1	.9 ⊨	1 (	火曜	[日]
吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域		メートル以内の水域に限る。) の水域  口を有する河川(河口から上流五百	富津市青木又は同市西川の区域内に河				水域					域に限る。)を含む。)の水域	川(分岐点から五百メートル以内の水	小糸川人見堰から下流の小糸川(支派				る。)を含む。)の水域	岐点から五百メートル以内の水域に限	松潟堰から下流の一宮川(支派川(分					域に限る。) を含む。) の水域	川(分岐点から五百メートル以内の水
うなぎの稚魚を適正し、かつ、採捕した富津市内に住所を有	められる者で販売するもの流通の枠組みの	うなぎの稚魚を適正  し、かつ、採捕した	・ 富津市内に住所を有	)で	な流通の枠組みのも	の稚魚を適	一し、かつ、採捕した千葉市内に住所を有	れる者	売するものと認めら	の枠組みのもとで販	の稚魚を適正な流通	つ、採捕したうなぎ	に住所を有し、か	君津市又は富津市内	認められる者	とで販売するものと	な流通の枠組みのも	し、かつ、採捕した	生村内に住所を有	長生郡一宮町又は長	のと認められる者	のもとで販売するも	適正な流通の枠組み	したうなぎの稚魚を	を有し、かつ、採捕	は袖ケ浦市内に住所
人			人				五 人 ———							九人						十九人						
川(河口から上流五百メート隅郡御宿町の区域内に河口を塩田川並びに勝浦市、いすみ	下流の江場土川、文塚橋下流端か。)、三軒屋川、江場土橋下流端ートル以内の水域に限る。)を	存水面及び支派川(分岐点から五百潮止堰から下流の夷隅川(旧夷隅川残	操業区域	3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可	令和五年十二月一日から令和六年四月十	業時期	すくい網漁業及びすくい式さ手網漁業1 漁業種類	その八	ら半径三百メートル以内の海域	域内に流入する河川の河口の中心点か	(令和五年九月一日免許)の漁場の区	線に至る漁場の区域及び共第五十六号	ら同市名洗町と同市西小川町との境界	市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線か	一日免許)の漁場の区域のうち銚	共同漁業権共第五十七号(令和五年九	操業区域	3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可	令和五年十二月一日から令和六年四月十	2 漁業時期	すくい式さ手網漁業(船舶を使用しない	1 漁業種類	その七			
するものと忍枠組みのもと稚魚を適正な	、採捕したうなに住所を有し、	み市又は夷隅郡大多勝浦市若しくはいす	漁業を営む者の資格	可をすべき漁業者の数	十五日まで	j j	(船舶を使用して行う漁業に限る。				認められる者	とで販売するものと	な流通の枠組みのも	うなぎの稚魚を適正	、かつ、採捕し	銚子市内に住所を有	漁業を営む者の資格	可をすべき漁業者の数	十五日まで		いで行う漁業に限る。)			認められる者	とで販売するものと	な流通の枠組みのも
		二十四人	漁業者の数				業に限る。)									十人	漁業者の数									

令和	<u>п 5</u>	年9	) 月	19	日	(火)	雇日	)			:	Ŧ_			葉	Ę			県			4	<b></b>				<u>第 1</u>	3	8 7	3 -	号 			
																			3		2		1	その										
潮止堰から下流の夷隅川(旧夷隅川残		トル以内の海域	河川の河口の中心点から半径三百メー	に限る。)を含む。)の水域及び当該	(分岐点から五百メートル以内の水域	清水堰から下流の南白亀川(支派川				の海域	口の中心点から半径三百メートル以内	る。)の水域並びにこれらの河川の河	ら上流五百メートル以内の水域に限	る。)を含む。)及び大布川(河口か	岐点から五百メートルまでの水域に限	横芝堰から下流の栗山川(支派川(分	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	操業区域、漁業を営む者の資格及び許可	令和五年十二月一日から令和六年四月十	漁業時期	すくい網漁業及びすくい式さ手網漁業	漁業種類	九			以内の海域	の河口の中心点から半径三百メートル	る。)を含む。)の水域及び当該河川	岐点から五百メートル以内の水域に限	松潟堰から下流の一宮川 (支派川(分	百メートル以内の海域	れらの河川の河口の中心点から半径三	以内の水域に限る。)の水域並びにこ
勝浦市若しくはいす	ものと認められる者	みのもとで販売する	を適正な流通の枠組	捕したうなぎの稚魚	所を有し、かつ、採	長生郡白子町内に住	と認められる者	もとで販売するもの	正な流通の枠組みの	たうなぎの稚魚を適	有し、かつ、採捕し	横芝光町内に住所を	武郡芝山町若しくは	郡多古町若しくは山	くは山武市又は香取	匝瑳市、香取市若し	学を管む手の質	無義を当らかの資格	をすべき漁業者の数	-五日まで		(船舶を使用しないで行			られる者	販売するものと認め	通の枠組みのもとで	ぎの稚魚を適正な流	かつ、採捕したうな	沢町に住所を有し、	長生郡一宮町又は睦			れる者
百四十七人						百七人										百二十九人	漁業者の数	許可をすべき				で行う漁業に限る。)									一人			
		トル以内の水域	河川の河口の中心点から半径三百メー	一日免許)の漁場の区域内に流入する	共同漁業権共第五十号(令和五年九月				ル以内の水域	川の河口の中心点から半径三百メート	日免許)の漁場の区域内に流入する河	号及び共第五十六号(令和五年九月一	共同漁業権共第五十四号、共第五十五	ル以内の海域	川の河口の中心点から半径三百メート	域に限る。)の水域並びにこれらの河	(河口から上流五百メートル以内の水	限る。)の区域内に河口を有する河川	倉町、旧丸山町及び旧和田町の区域に	鴨川市及び南房総市(旧白浜町、旧千	引布製起伏堰から下流の待崎川並びに	流端から三百二十メートル下流のゴム	潮止堰から下流の加茂川、東条大橋下	横渚橋下流端から四十メートル下流の	百メートル以内の海域	れらの河川の河口の中心点から半径三	以内の水域に限る。)の水域並びにこ	する河川(河口から上流五百メートル	及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有	下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市	ら下流の江場土川、文塚橋下流端から	む。)、三軒屋川、江場土橋下流端か	メートル以内の水域に限る。)を含	存水面及び支派川(分岐点から五百
と認められる者	もとで販売するもの	正な流通の枠組みの	たうなぎの稚魚を適	有し、かつ、採捕し	いすみ市内に住所を	れる者	売するものと認めら	の枠組みのもとで販	の稚魚を適正な流通	つ、採捕したうなぎ	内に住所を有し、か	又は山武郡横芝光町	旭市若しくは匝瑳市					れる者	売するものと認めら	の枠組みのもとで販	の稚魚を適正な流通	つ、採捕したうなぎ	内に住所を有し、か	鴨川市又は南房総市			れる者	売するものと認めら	の枠組みのもとで販	の稚魚を適正な流通	つ、採捕したうなぎ	内に住所を有し、か	喜町若しくは御宿町	み市又は夷隅郡大多
					八人								九十四人											七十六人										

第 1	3873号	千 葉	県	報	令和5年9月19日(火曜日)
大中堰から下流の作田川(支派川(分大中堰から下流の作田川(支派川(分	加勢橋下流端から下流の木戸川の水域	以内の海域以内の海域。)を含む。)の水域及び当該河川	点から五百メートル以内の水域に限駒込堰から下流の新川(支派川(分岐トル以内の水域	河川の河口の中心点から半径三百メーー日免許)の漁場の区域内に流入する共同漁業権共第四十号(令和五年九月	共同漁業権共第五十二号(令和五年九共同漁業権共第五十二号(令和五年九
東金市若しくは山武 百二十五人 東金市若しくは山武 同二十五人	<ul><li>山武市内に住所を有 九十三人</li><li>し、かつ、採捕した</li><li>とで販売するものと</li><li>とで販売するものと</li></ul>	者 と認められる おものと認められる はみのもとで販売するものと認められる	住所を有し、かつ、とで販売するものととで販売するものと 六十人	ぎの稚魚をおって、採捕市内に住所を認められる。	山武市若しくは大網 三十七人 白里市又は山武郡九 大九里町若しくは横 芝光町若しくは長生 で変光町若しくは長生 では白子町内に住 しくは白子町内に住 がるずの稚魚
河口の限に下のの限します。	館山市内に河の水は	以内の海域の河口の中心占る。)を含む。	岐点から五	百メートルの場所を	メートル以内 河 (内) 河 (内) 河
中心点から半径三百メートル以る。)の水域並びに当該河川のから上流五百メートル以内の水の区域内に河口を有する河川の区域内に河口を有する河川の区域に限	心点から半径三百メートル以内の海域る。)の水域及び当該河川の河口の中ら上流五百メートル以内の水域に限館山市内に河口を有する河川(河口か	心点から半径三百メートルむ。)の水域及び当該河川	ら五百メートル以内の水域に限から下流の一宮川(支派川(分	以内の海域以内の海域の河口の中心点から半径三いの河口の中心点から半径三	内の海域の上での中心点から半径三百ら下流の真亀川の水域及び
組みのもとで販売す住所を有し、かつ、住所を有し、かつ、	館山市内に住所を有りなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと	認められる者とで販売するものととで販売するものととががれるものとし、かつ、採捕した	一次町内に住所を有のと認められる者 のと認められる者 のと認められる者	たうなぎの稚魚 網白里市内に住 網白里市内に住	な流通の枠組みのも をで販売するものと をで販売するものと 中九里町内に住所を 十九里町内に住所を 十九里町内に住所を たうなぎの稚魚を適 たうなぎの稚魚を適
七十八人	大		四 十 五 人	三十人	五 十 二 人

			9月	19	日	(火)	雇日	)				£			葉	Ę		県			<b></b>	超			第 1	3 8	8 7	3 <del>5</del>	<u>1</u>			
九月十九日から三週間、	その関係図面は、千	り変更した。	道路法(昭和二十七年法	千葉県告示第三百六十四号	ı					先まで	地先から二七九番地	市川市押切一四番一	区間	三 区間並びに敷地の幅	二 路線名 王子金町市	一 道路の種類 県道	令和五年九月十九日	九月十九日から三週間、	面は、千	のとおり決定した。	道路法(昭和二十七年法:	千葉県告示第三百六十三号	令和五年九月二十日	二 許可を申請すべき期間		内の海域	口の中心点か	域に限	(河口から上	富津市富津の区域		内の海域
縦覧に供する。	葉県県土整備部道路環境課		律第百八十号) 第十八	号							四六・四五メートルまで	一六・〇〇メートルから	敷地の幅員	員及びその延長	川線			縦覧に供する。	·葉県県土整備部道路環境課及		律第百八十号) 第十八	号	から十月二十日まで	間			半径三百メートル以	水域及び当該河川の	五百メートル以内の	域内に河口を有する河		
	部道路環境課及び葛南土木事務所におい		条第一項の規定により、									四二四・五〇メートル	延長				千葉県知事 熊 谷		び葛南土木事務所にお		条第一項の規定により、				認められる者	とで販売するものと	通の枠組みの	の稚魚を適	、かつ、採捕した	富津市内に住所を有一十		るものと認められる
	いて、令和五年		道路の区域を次			となる。	線と重用	市川浦安	は、県道	メートル	六・五〇	二六	摘要				俊人		いて、令和五年	五	道路の区域を次	千								人 		
	中山二			大野町二五		大野町二四		大野町二三		曽谷四		須和田四		国府台二		国府台一	区域の名称		令和五年九月十九	一十七号)第七条等	土砂災害警戒区4	千葉県告示第三百六十五号	先まで	ら二七九番地	○番二地先か	市川市押切二	区間	変更の区間並	路線名 市川浦	道路の種類		令和五年九月十九
区域のうち、次の	市川市中山二丁目	域	目の区域のうち、	市川市大野町三丁目及	次の図面に示す区域	市川市大野町四丁目	次の図面に示す区域	市川市大野町一丁	区域のうち、次の	市川市曽谷四丁目及び	次の図面に示す区域	市川市須和田二丁目	次の図面に示す区域	市川市国府台六丁目	次の図面に示す区域	市川市国府台五丁	指定の		十九 日	十七号)第七条第一項の規定により、	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の	八十五号	」 一 四	後	1	前	変更の前後別	びに敷地の幅員及びその延長	川浦安線	県道		T九 日
図面に示す区域	目及び中山一丁目の		次の図面に示す区	目及び大野町二丁	域	目の区域のうち、	域	目の区域のうち、	図面に示す区域	及び曽谷五丁目の	域	目の区域のうち、	域	目の区域のうち、	域	目の区域のうち、	の区域	千葉		次の	災害防止対策の推進		四六・四五メートルカ	二〇・五〇メートルか	二六・七五メートルカ	一九・四四メートルか	敷地の幅	その延長			千葉	
	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	自然現象の種類土砂災害の発生原	千葉県知事 熊 谷		とおり土砂災害警戒区域を指定する。	推進に関する法律(平成		まで	から 二六六・五〇	まで	から二六五・二五	員 延	-			千葉県知事 熊 谷	
																	種類となる	俊人		なする。	(平成十二年法律第			○メートル		ユメートル 	長				俊人	

			舅	<u> 1</u>	3 8	3 7	3 5	<u>号</u>				壬			<u>葉</u>				県			幸	₹			<u>수</u>	和	5 年	E 9	月 1	9 E	1 (	火曜 [
	宮本二			海神四		夏見台二		夏見九		夏見八		北方町一	:	北国分二	北国分一		奉免町一		八幡一		柏井町八		柏井町七		柏井町六		柏井町五			柏井町四		柏井町三	E L -
の図面に示す区域	船橋市宮本六丁目の区域のうち、次	うち、次の図面に示す区域	海神三丁目及び海神一丁目の区域の	船橋市海神六丁目、海神町二丁目、	次の図面に示す区域	船橋市夏見台四丁目の区域のうち、	の図面に示す区域	船橋市夏見三丁目の区域のうち、次	の図面に示す区域	船橋市夏見二丁目の区域のうち、次	示す区域	ロの区域のうち、	) ;	ロの区域のうち、	次の図面に示け区域市川市北国分三丁目の区域のうち、	に示す区域	てい] 「こだしては	の図面に示す区域	1の区域のうち、次	図面に示す区域	ロの区域のうち、	に示す区域	1の区域のうち、	次の図面に示す区域	ロの区域のうち、	次の図面に示す区域	川市柏井町一丁目の区域のうち、	す区域	二丁目の区域のうち、次の図面に示	市川市柏井町一丁目及び船橋市藤原	次の図面に示す区域	市柏井町一丁目の区域のうち、	区域のうち、次の図面に示す区域
	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	;	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	1	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	(金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属)
	中野木二		中野木一		大穴北七		大穴北六		前原東一			前原西二		前原西一		前貝塚町二	j J	前貝冢町一	;	西船一			駿河台三		車方町三		芝山五		三山一			高根町五	<i>会</i> 切 田
次の図面に示す区域	船橋市中野木二丁目の区域のうち、	次の図面に示す区域	船橋市中野木一丁目の区域のうち、	次の図面に示す区域	船橋市大穴北六丁目の区域のうち、	次の図面に示す区域	船橋市大穴北四丁目の区域のうち、	の図面に示す区域	橋市前原東五丁		目の区域のうち、次の図面に示す区	原西四丁目及び前原	次の図面に示す区域	船橋市前原西八丁目の区域のうち、	:	1   1	ち、次の図面に示す区域	船橋市前貝家町及び行田町の区域の	図面に示す区域	船橋市西船四丁目の区域のうち、次		目の区域のうち、次の図面に示す	船橋市駿河台二丁目及び飯山満町一	に示す区域	船橋市車方町の区域のうち、次の図	一の図面に示す区域	船橋市芝山三丁目の区域のうち、次	区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市三山三丁目及び三山二丁目の	示す区域	米ケ崎町の区域のうち、次の図面に	船橋市高根町、飯山満町一丁目及び	面に示す区域の国地のおせ、どの国
	急傾斜地の		急傾斜地の		急傾斜地の		急傾斜地の		急傾斜地の崩			急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩	<del>]</del>	急頃斜地の崩		急傾斜地の崩			急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩			急傾斜地の	-

令和 5	年日	月	19 五	目		曜日					千			ŧ	Ė			ļ	<u></u>			報	ŧ			5	<u> 1</u>	3 8	8 7	3 =	<u>클</u>			
区域の名称		令和五年九月十	十七号)	土砂災害警戒区	千葉県告示第三百六十六号		いて縦覧に供する。	(「次の図面」		三咲一		飯山満町九		飯山満町八		飯山満町七	į	    王	飯山満町六	j	藤原二		藤原一			田喜野井四		田喜野井三			田喜野井二			田喜野井一
指定の区域	千葉県	十九日	第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	六十六号			は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課	の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市三咲八丁目及び大穴北三丁目	ち、次の図面に示す区域	船橋市飯山満町三丁目の区域のう	ち、次の図面に示す区域	船橋市飯山満町二丁目の区域のう	の図面に示す区域	慍	200回は元で国地	、欠の図面で示す区域	船喬市販山満町二丁目の区域のう	図面に示す区域	市藤原七	ち、次の図面に示す区域	船橋市藤原一丁目及び藤原二丁目の		六丁目の区域のうち、次の図面に示	備市田喜野井四丁目	ち、次の図面に示す区域	船橋市田喜野井四丁目の区域のう	域	目の区域のうち、次の図面に示す区	船橋市田喜野井三丁目及び三山四丁		藤崎四丁目の区域のうち、次の図面	船橋市田喜野井二丁目及び習志野市
自然現象の種類土砂災害の発生原因となる	知事 熊 谷 俊 人		のとおり土砂災害警戒区域を指定する。	2関する法律 (平成十二年法律第				院課及び葛南土木事務所に備え置		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		何余世の月	急頃科地の崩喪		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊
船戸山高野一		高柳六		高柳五		高柳四		高柳三			高柳二	- - -	岩井二			岩井一		花野井一二		花野井一一		花野井一〇		花野井九		花野井八		花野井七		花野井六		花野井五		しいの木台一
ち、次の図面に示す区域柏市船戸山高野及び船戸の区域のう	示す区域	柏市高柳の区域のうち、次の図面に	示す区域	柏市高柳の区域のうち、次の図面に	示す区域	柏市高柳の区域のうち、次の図面に	示す区域	柏市高柳の区域のうち、次の図面に	す区域	の区域のうち、次の図面に	柏市高柳、しいの木台一丁目及び高	) t () () () () () () ()	柏市岩井の区域のうち、次の図面に		丁目の区域のうち、次の図面に示す	111	ち、次の図面に示す区域	柏市花野井及び新利根の区域のう	に示す区域	柏市花野井の区域のうち、次の図面	に示す区域	柏市花野井の区域のうち、次の図面	に示す区域	柏市花野井の区域のうち、次の図面	に示す区域	柏市花野井の区域のうち、次の図面	に示す区域	柏市花野井の区域のうち、次の図面	次の図面に示す区域	柏市花野井及び大室の区域のうち、	次の図面に示す区域	柏市花野井及び布施の区域のうち、	域のうち、次の図面に示す区域	柏市しいの木台一丁目及び高柳の区
急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	<del>[</del>	急頃斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊

	+			<u>第 1</u>	3 8	3 7		<del>}</del>			萨	千	17			<u>葉</u>	洪		<b>炉</b>		<del>/-</del>		報		<del></del>			和					大曜日 <u>)</u>
	古戸三		古戸二		古戸一		藤ケ谷新田一		藤ケ谷五		藤ケ谷四		塚崎三		塚崎二		逆井四		布施五		布施四		布施三		布施二		藤心二		藤心一	大室三		大室二	大室一
面に示す区域	我孫子市古戸の区域のうち、次の図	面に示す区域	我孫子市古戸の区域のうち、次の図		我孫子市古戸の区域のうち、次の図	うち、次の図面に示す区域	柏市藤ケ谷新田及び藤ケ谷の区域の	に示す区域	柏市藤ケ谷の区域のうち、次の図面		柏市藤ケ谷の区域のうち、次の図面		柏市塚崎の区域のうち、次の図面に	の図面に示す区域	柏市塚崎及び高柳の区域のうち、次		うち、次の図面に	次の図面に示す区域	柏市布施及び布施下の区域のうち、	次の図面に示す区域	柏市布施及び布施下の区域のうち、		の区域のうち、次の図面に		布施の区域のうち、次の図面に		区域のうち、次の図面に	図面に示す区域	一丁目の区域のうち、次の	示す区域   一	区域	- 一の区域のうち、次の図面に 	示す区域
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	布佐一四		布佐一三		布佐一二		布佐一一			布佐一〇		布佐九		布佐八		中峠六		中峠五		中峠四		中嵝三		中峠二			新木野一		新木四	新木三		新木二	古戸四
面に示す区	我孫子市力	面に示す	我孫子市	面に示す	我孫子	面に示す	我孫	に示	木	我	귬	Th			i i				-														t_ <del>11:</del>
区域	布佐の区域のうち、次の図	区域	布佐の区域のうち、次の図		我孫子市布佐の区域のうち、次の図	かす区域 アイス	我孫子市布佐の区域のうち、次の図	に示す区域	木野三丁目の区域のうち、次の図面	我孫子市布佐、新木野二丁目及び新	面に示す区域	我孫子市布佐の区域のうち、次の図		我孫子市布佐の区域のうち、次の図	面に示す区域	我孫子市中峠の区域のうち、次の図	面に示す区域	我孫子市中峠の区域のうち、次の図	面に示す区域	我孫子市中峠の区域のうち、次の図	面に示す区域	我孫子市中峠の区域のうち、次の図	す区域	孫	次の図面に示す区域	目及び新木野一丁目の区域のうち、	我孫子市新木野三丁目、新木野二丁	面に示す区域	我孫子市新木の区域のうち、次の図	ち、次の図面に示す区域我孫子市新木及び古戸の区域のう	の図面に示す区域	採	ち、次の図面に示す区域我孫子市古戸及び中峠の区域のう

令和	T 5	年	9月	19	目	(火	曜日	])				Ŧ.			<del>1</del>	<b>芙</b>				県			<u>‡</u>	₹				<u>第1</u>	3	8 7	3 5	<del>-</del>		
		中山二			大野町二五			大野町二四			大野町二三			曽谷四			] (	区域の名称				令和五年九月	五十七号) 第九条	土砂災害警戒区	千葉県告示第三百六十七号	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	覧に供す	(「次の図面」		日秀一		南新木一		布佐一五
図面に示す区域	一丁目の区域のうち、次の	市中山二丁目及び中		野町二丁目の区域のうち、	市川市大野町三丁目及び大	域	のうち、次の図面に示す区	人野町四丁目の区	域	のうち、次の図面に示す区	八野町一丁目の区	図面に示す区域	五丁目の区域のうち、次の	曽谷四丁目及び曽				指定の区域				月十九日	第九条第一項の規定により、次のとおり	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	六十七号			は、省略し、千葉県県土整備部河	面に示す区域	我孫子市日秀の区域のうち、	域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市南新木一丁目及び布	の図面に示す区域の図面に示す区域	び有左下和台四丁目の区域のう   我孫子市布佐、布佐平和台二丁
		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		野多の利数	り重え	原因となる自然	土砂災害の発生		千葉県知事			水の推進に関する法				川環境課及び		次の図 急傾斜地	域 	佐の区   急傾斜	-	丁目及   急傾斜地
		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり	に関する事項	対制に必要な領勢	別に公吏な町	う建築物の構造の	防止するために行	土砂災害の発生を	熊 谷 俊 人		土砂災害特別警戒区域を指定する。	法律(平成十二年法律第				柏土木事務所に備え置い		地の崩壊		地の崩壊		地の崩壊
			海神四			夏見台二		夏見八			北国分二			北国分一			奉免町一			村 井町 八	i i					柏井町五			柏井町四			柏井町三		中 山 三
の図面に示す区域	神一丁目の区域のうち、次	丁目、海神三丁目及び	船橋市海神六丁目、海神町	域	のうち、次の図面に示す区	船橋市夏見台四丁目の区域	うち、次の図面に示す区域	船橋市夏見二丁目の区域の	域	次の図面に示	市川市北国分四丁目の区域		うち、次の図面に示す	川市北	域	丁目の区域のうち、次の図	市川市奉免町及び柏井町二			川市相井町二丁目の区		のられ 沙の図面は示す区	川市柏井町一丁目の区		のうち、次の図面に示す区	市川市柏井町一丁目の区域	ち、次の図面に示す区域	橋市藤原二丁目の区域のう	柏井町一丁		のうち、次の図面に示す区	市川市柏井町一丁目の区域	面に示す区域	二丁目の区域のうち、欠の  市川市中山三丁目及び中山
			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			<b>急傾斜地の崩壊</b>	)		急傾斜地の崩壊	i		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			- 次の図面のとおり	) i		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり

г				第	<u> 1</u>	3	8	7 3	号	-				Ŧ				李	ŧ			ļ	1			‡	超			,	令和	154	年 9	月	19	] (	火雨	望日)
			中野木二			- - - - - - - - - - - - - -	スプと言			前原東一	į į			前原西一		前貝塚町二				前貝塚町一		西船一				後可 fi i i		芝山五			三山一			高根町五		金堀町一		宮本二
垣	一 のうち 次の図面に示す区	、てつ目言これ	船橋市中野木二丁目の区域	域	のうち、次の図面に示す区	プロード   ここで   大学非常丁目の区	こでとて、目の区	_ 域	のうち、次の図面に示す区	船橋市前原東五丁目の区域			一のうち、次の図面に示す区	船橋市前原西八丁目の区域	ち、次の図面に示す区域	船橋市前貝塚町の区域のう	示す区域		のうら、欠り図面	船橋市前貝塚町及び行田町	うち、次の図面に示す区域	船橋市西船四丁目の区域の	ち、次の図面に示す区域	御町一丁目の区	计 易河台二丁目及	つ 安可 台二二 目をド	うち、次の図面に示す区域	船橋市芝山三丁目の区域の	図面に示す区域	二丁目の区域のうち、次の	船橋市三山三丁目及び三山	うち、次の図面に示す区域	丁目及び米ケ崎町の区域の	船橋市高根町、飯山満町一	ち、次の図面に示す区域	船橋市金堀町の区域のう	うち、次の図面に示す区域	船橋市宮本六丁目の区域の
			急傾斜地の崩壊			急何余地の崩壊	自			急傾斜地の崩壊				急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊				急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急個余地の前場	頁 斗也 つ 貞		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
			次の図面のとおり			沙の図面のとおり				次の図面のとおり	j j			次の図面のとおり		次の図面のとおり				次の図面のとおり		次の図面のとおり			沙の図面のとまり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり
令和五年九月	五十七号)第九条第		上沙災害警戒区或等	千葉県告示第三百六十八号		いて縦覧に供する。	(一次の図面」				飯山満町九			食口淀田丿	当			飯山満町七			飯山満町六	i i		, , ,	<b>※</b> 京 一			田喜野井四			田喜野井三			田喜野井二				田喜野井一
月十九日	第一項の規定により、次のとお	における古研ジ書隊工		た十八号		° )	は、省略し、千葉県県土整備部	「「「」「「」「」「「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」	或 -	域のうち、次の図面に示す	船橋市飯山満町三丁目の区	区域	域のされ、どの図面に対す	杯 市 魚 山 滞 町 二 丁	ラスリ 寄丁・ニョン	或 させ どの図目にえ	りうら、欠り図旨こ	船橋市飯山満町二丁目の区	区域	域のうち、次の図面に示す	(格市飯山温町二丁目の	行反 1 街丁・二 一)	六一 区域 のごせ 一 登	目の区域のうち、欠百万万十二		ち、次の図面に示す区域	田喜野井六丁目の区域のう	船橋市田喜野井四丁目及び	区域	域のうち、次の図面に示す	船橋市田喜野井四丁目の区	次の図面に示す区域	三山四丁目の区域のうち、	市田喜野井三丁	域	のうち、次の図面に示す区	習志野市藤崎四丁目の区域	船橋市田喜野井二丁目及び
	り	0	Rの隹隹こ関する去津				部河川環境課及ひ草				急傾斜地の崩壊			<b>急促余均の 月場</b>	息真中也)有要			急傾斜地の崩壊			<b>急傾斜地の崩壊</b>	1		<del>)</del> (	急頭料地の崩喪			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊				急傾斜地の崩壊
	土砂災害特別警戒区域を指定する。		云聿(平战十二丰去津第				葛南土木事務所に備え置	-			次の図面のとおり			どの図面のとおり				次の図面のとおり			一次の区面のとおり			[] [] ()	欠の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり				次の図面のとおり

令利	<u>15</u>	年 9	月	19	目	(火)	雇日	)			=	Ŧ_			葉				県			幸	₹			Ś	<u>第1</u>	3 8	8 7	3 =	<u> </u>			
	高柳五		高柳四		高柳三		岩井二			岩井一			花野井一二		花野井一一		花野井一〇		花野井九			花野井六			花野井五			しいの木台一			区域の名称			
の図面に示す区域	柏市高柳の区域のうち、次	の図面に示す区域	柏市高柳の区域のうち、次	の図面に示す区域	柏市高柳の区域のうち、次	の図面に示す区域	柏市岩井の区域のうち、次	ち、次の図面に示す区域	賀の杜二丁目の区域のう	柏市岩井、岩井新田及び手	区域	域のうち、次の図面に示す	柏市花野井及び新利根の区	次の図面に示す区域	柏市花野井の区域のうち、	次の図面に示す区域	柏市花野井の区域のうち、	次の図面に示す区域	柏市花野井の区域のうち、	域	のうち、次の図面に示す区	柏市花野井及び大室の区域	域	のうち、次の図面に示す区	柏市花野井及び布施の区域	面に示す区域	高柳の区域のうち、次の図	柏市しいの木台一丁目及び			指定の区域			
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		現象の種類	原因となる自然	土砂災害の発生		千葉県知事
	次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり	に関する事項	規制に必要な衝撃	う建築物の構造の	t-	砂災害の発	熊谷俊人
	古戸一		藤ケ谷五		藤ケ谷四		塚崎三		塚崎二		逆井四			布施五			布施四		布施三		布施二		藤心二		藤心一		大室三		大室二			船戸山高野一		高柳六
ち、次の図面に示す区域	採子市古戸の区域の	次の図面に示す区域	柏市藤ケ谷の区域のうち、	次の図面に示す区域	柏市藤ケ谷の区域のうち、	の図面に示す区域	柏市塚崎の区域のうち、次	うち、次の図面に示す区域	柏市塚崎及び高柳の区域の	の図面に示す区域	柏市逆井の区域のうち、次	域	のうち、次の図面に示す区	柏市布施及び布施下の区域	域	のうち、次の図面に示す区	柏市布施及び布施下の区域	の図面に示す区域	柏市布施の区域のうち、次	の図面に示す区域	柏市布施の区域のうち、次	の図面に示す区域	柏市藤心の区域のうち、次	ち、次の図面に示す区域	柏市藤心一丁目の区域のう	す区域	柏市大室の区域のうち、次	の図面に示す区域	柏市大室の区域のうち、次	す区域	区域のうち、次の図面に示	柏市船戸山高野及び船戸の	の図面に示す区域	柏市高柳の区域のうち、次
	う										Ħ.			刍			刍		急		急		急		急		急		急			急		急
	つ 急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊

			复	自 1	3 8	7	3 号				Ŧ				<u>葉</u>		ļ	₹			報			Í	う和	5 年	£ 9	月 1	9 日	()	人曜	目)
	布佐九		布佐八		中峠六		中峠五		中峠四		中峠三			中峠二			新木野一		新木四			新木三			新木二			古戸四		古戸三		古戸二
ち、次の図面に示す区域	我孫子市布佐の区域のう	ち、次の図面に示す区域	我孫子市布佐の区域のう	ち、次の図面に示す区域	孫子市中峠の	ち、次の図面に示す区域	我孫子市中峠の区域のう	ち、次の図面に示す区域	我孫子市中峠の区域のう	ち、次の図面に示す区域	我孫子市中峠の区域のう	す区域	区域のうち、次の図面に示	我孫子市中峠及び中峠台の	に示す区域目の区域のうち、次の図面	二丁目及び新	木野三	ち、次の区面に示す区域	(3)	区域	域のうち、次の図面に示す	ボルード   ボ木及び古戸の	区域	うち、次の図面に示	我孫子市新木及び古戸の区	;	、次の図面に示	孫子市古戸	の図面に示す区域	我孫子市古戸の区域のう	ち、次の図面に示す区域	我孫子市古戸の区域のう
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
	次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり
た契約金額の1	税及び地方消費税に	数余額を	オントで結	<u> </u>		(3) 層介描問	計 選	<u>*</u> **	,	令和5年9月	次のとおり一条	入札公告		この特定調達公告に		て縦覧に供する。	(「次の図面」		日秀一			-	布 左 一 五	布佐一四		布佐一三		布佐一一				布佐一〇
10分の100に相当す	係る課税事業者である	てるものとする。)	た余額(当該	ては、入札	キの語の十 1	群、	人等作名及い数重・印旛浴における外米水生植物の駆除業務法安作の仕様等・ 7 世前阻重及が仕様事による			19月	般競争入札に付する。			調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに甘	特定調		亡、千葉県県土整備	ち、次の図面に示す区域	我孫子市日秀の区域のう	す区域	のうち、次の	丁目及び布佐平和台四		( ) ] ji 採子市布4	、次の図面に示す	我孫子市布佐の区域のう	ち、次の図面に示す区域	我孫子市布佐の区域のう	域	のうち、次の図面に示す区	目及び新木野三丁目の区域	我孫子市布佐、新木野二丁
る金額を入札書に記載する	免税事業者であ	<del>\</del>	1日米満	.書に記載された余8	1 9	田 11 12 7 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	米水生植物の懸深連門とよる		千葉県知事					に基づく政府調達に関する協定の	達公告		部河川環境課及びぬ		急傾斜地の崩壊			1 分 1 (	急頃料地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊				急傾斜地の崩壊
(1	問わず、見積	、入札者は、	ガンとそば	金額に当該金額の10パー			兼務 一八		熊谷俊人				1	a協定の適用を受けるもので	U		柏土木事務所に備え置い		次の図面のとおり				欠の図面のとおり	次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり				次の図面のとおり

- )電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 入札に参加する者に必要な資格
- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない。 までおストレ
- (2)物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

3873号

第 1

- (3)この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証 (ICカード)を取得していること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件
- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県環境生活部水質保全課湖沼浄化対策班 電話043(223)3821
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/
- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年9月19日から10月24日まで(千葉県の休日 に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の 休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の提出期限
- 、 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年11月1日午後5時
- (5) 開札の日時及び場所 令和5年11月2日午前10時 千葉県庁本庁舎3階環境生活部水質保全課内
- 低入札価格調査制度及び調査基準価格
- (1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。
- (2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。
- 5 低入札価格調査

年9月19日

令和 5

(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。

- (2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。
- (4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。
- (5)落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する
- (7)低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。
- から有
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 人札保証金 免除
- イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。
- (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札参加資格の確認
- ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定する データを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認 資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
- (ア) 提出期限 令和5年10月24日午後5時
- )提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。
- イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加すに参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加す

	第13873号	千	葉	県	報	令和 5 年 9	月 19 日 (火曜日)
購読料 本号 一部			(3) Contact point for the noti Community Affairs Department, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Pre	<ul><li>(1) Nature and quantity of aquatic plants in Inbanu</li><li>(2) Time limit for tender:</li></ul>	(8) 契約を締結しない場合	した人札書は、 (6) 契約書の作成 (7) 落札者の決定 札者であって、	( 5
四八円			ce: Water Quality Division, Enviro Chiba Prefectural Government, 1-1 fecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-	services to be required: Extern farsh (1set) O P.M., 1 November, 2023	でのででですです。 参加資格の取消し 落札者がこ認や入札金額の錯誤等を認め加資格を取り消すことがある。	無効とする。 (の要否 要 ) (方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入) (方法 109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内 ) (アを禁われれる)	ることができない。 (ア)提出期限 令和5年10月24日午後5時 (イ)提出場所 3(1)に示す場所 )入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反
発行者			nmental and Ichiba-cho, 3821	fore	の公告に係る製たときであって	断した人の 範囲内	入札者に
千葉市中央区市場町一番一号							
千							
葉							
県							

購読申込先

〇四三 (二二三) 二六五八